

- 社会教育の方針と目標 -

八幡市教育委員会

令和4年4月

目 次

—生涯学習社会の実現に向けた学習環境の整備と充実—

- 1 学習環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 相互連携の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

—あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための 学習活動の推進—

- 1 学習活動と社会参加活動の促進・・・・・・・・・・ 2

—家庭・地域社会の教育力の向上—

- 1 家庭・地域社会の教育力の向上・・・・・・・・・・ 3

—青少年を育成する活動の充実—

- 1 活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

—文化活動と生涯スポーツの振興—

- 1 文化活動と生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・ 4

—文化財の保存と活用—

- 1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用・・・・・・・・ 5

社会教育の方針と目標

八幡市教育委員会

生涯学習社会の実現に向けた 学習環境の整備と充実

- ・市民のライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習環境整備の推進
- ・社会教育施設等の総合的な活用の促進
- ・社会教育関係団体などとの連携・協力
- ・社会教育関連部署などにおける相互連携の確立

1 学習環境整備の推進

- (1) 市民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動を支援するとともに、生涯学習を支える社会教育の促進に必要な調査・研究を進め、学習環境と社会教育施設の耐震化等整備・充実に努める。
- (2) 生涯学習センターを中心に市民に対する学習情報の提供と相談機能を充実し、公民館等社会教育施設が連携して、各分野にわたる学習活動を推進する。また、市民の自発的な学習活動やボランティア活動の促進に努めるとともに、大学等との連携を進め、地域課題をはじめ、国際理解、環境問題への取組、地域の安全などの現代的課題に関する学習活動を推進する。
- (3) 社会教育施設における地域イントラネットの使用により、市民が情報収集と活用能力を身に付けられるよう、情報化社会に対応した学習機会の充実に努める。その際、プライバシーの保護や著作権など基礎的な情報モラルを確立できるように留意する。
- (4) 市民図書館では、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に沿って、子どもの成長に合わせた読書活動の支援及び子ども関係施設との協力を行うとともに、成人に向けては、子育て・健康・就労など、市民生活に必要な情報・資料を迅速かつ継続的に提供することで、更なる生活支援・向上に努める。

2 相互連携の確立

- (1) 市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重し、その活動の意義を重視しつつ、活性化に努めるとともに、相互連携を進める。
- (2) 社会教育関連部署などが相互に連携して、より効果的、効率的な事業展開を図る。

あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進

- ・あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるための学習活動の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- ・障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・国際理解を深めるための学習活動の推進

1 学習活動と社会参加活動の促進

- (1) 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため学習機会を拡充するとともに、その取組を通して人権意識の高揚に努める。また、学習活動を効果的に推進するため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努めるとともに、学校、関係機関や団体などの連携を促進する。
- (2) 「八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅲ」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指した多様な学習機会の充実と幅広い学習内容の充実に努める。
- (3) いわゆる団塊の世代をはじめとする中高齢者が進んで参加できる多様な学習機会の提供に努めるとともに、社会生活で培った知識や能力を地域社会でいかせる環境を整え、中高齢者の社会参加活動を支援し、世代間交流など学習活動の充実を図る。

- (4) インクルーシブの理念に基づき、障がいのある人が積極的に参加できる学習講座や文化・スポーツ活動の拡充を図るとともに、社会教育活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- (5) 市内に在住する外国人をともに生きるパートナーとして、その人権を十分尊重し、保障するよう努めるとともに、国籍、民族、文化の違いを認め合い、国際理解を深めるための学習機会を提供する。

家庭・地域社会の教育力の向上

- ・ 家庭の教育力向上を図るための学習活動の推進
- ・ 地域社会の教育力向上を図るための体験機会の充実
- ・ 地域活動を支援するボランティア活動の促進

1 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 家庭・学校・地域社会のそれぞれの教育機能がその特性をいかしながら相互に連携し、子どもを育てる学校支援の事業を推進する。
- (2) 生命を大切にする心や思いやりの心などの豊かな心をはぐくむ上で、家庭の果たす役割が大きいとの観点から、家庭の教育力を高めるための学習の機会を提供する。
- (3) 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付ける上で、乳幼児期からの読み聞かせなどが効果的であることから、家庭における読書の重要性について理解が深められるよう努める。
- (4) 学校施設などを活用して、地域の教育力等を活かした学習活動の充実を図るとともに、児童の自主学習力と学習意欲の向上を支援する。
- (5) 地域の人々が交流を深め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、防災・防犯なども視野に入れた学習機会の提供に努めるとともに、様々な体験活動の拡充を図る。
- (6) 社会生活上の道徳・モラルの向上や地域活動を支援するボランティア活動の促進など、子どもたちを取り巻く環境の健全化を図る。

- (7) 関係機関・団体との連携を密にしながら、有害薬物に対する注意喚起やインターネット上の有害情報対策等の啓発を含めた社会環境浄化の取組などに努める。

青少年を育成する活動の充実

・新しい時代を切り拓く力、他人を思いやる心を持った青少年の育成

1 活動の促進

- (1) ふれあい体験学習やふれあい交流事業、世代間交流などを通して青少年の健全育成に努める。
- (2) 安全・安心な活動拠点として社会教育施設などを活用し、青少年の文化芸術・スポーツ・地域交流活動を支援する。
- (3) さまざまな活動や講座を開催して、自発的かつ主体的に学び行動できる青少年を育成するための機会の充実に努める。
- (4) 青少年に社会の一員としての自覚を促すとともに、青少年の健全な育成に対する市民の理解と協力を深めるため、青少年が大人や社会に向けて訴えたいことを発表する機会を設ける。

文化活動と生涯スポーツの振興

・豊かな人間性をはぐくむための地域における文化活動の促進
・健康でいきいきとした市民生活を実現するための生涯スポーツの振興と競技水準の向上

1 文化活動と生涯スポーツの振興

- (1) 「八幡市文化芸術振興基本方針」に基づき、市民一人ひとりの自主的、主体的な文化芸術活動をより一層促進し、心豊かな活力ある地域社会の実現を図る。

- (2) 生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めるとともに、文化行事の開催等を通じて、地域における多様な文化活動の振興を図る。
- (3) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など、地域に根付いた多様な文化活動の促進を図るとともに、国際理解のための学習活動を進め、新しい文化の創造に努める。
- (4) 各種スポーツ教室や大会等の開催を通じて、生涯スポーツへの関心を深め競技力向上を図る。
- (5) 学校体育施設の開放等により、地域でのスポーツ活動を促進するほか、子どもから青少年、大人、高齢者、障がい者が楽しめるニュースポーツの普及を図る。
- (6) 文化やスポーツの発展に貢献している人や団体を顕彰し、文化やスポーツの振興を図る。

文化財の保存と活用

- ・ 市内文化財の保存・整備とさらなる活用
- ・ 市民の文化財保護意識の高揚

1 文化財保護意識の高揚と文化財の活用

- (1) 「八幡市文化財保護条例」の趣旨に沿って、数多くの貴重な文化財を次代に継承していくために、適切な保護に努める。
- (2) 文化財保護意識を高めるため、所有者や関係団体との連携に努めるとともに、出前講座、見学や体験学習などを通じて、その普及啓発に努める。
- (3) 市民が地域の歴史を知ることによって、まちに誇りと愛着を持てるよう文化財の活用を図る。
- (4) 文化財保護の基盤づくりとして、継続的に文化財の調査及び収集・整理、保存・整備を行う。